

新旧対照表 (PayPay商品券加盟店特約)

項目	2026年10月4日まで	2026年10月5日以降
第1条	本特約において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。 (1)「PayPay商品券」とは、<u>以下のいずれかをいいます。</u> <u>①当社または提携先が定める条件に従って、当社が利用者から対価の支払いを受けることなく付与する電磁的記録であって、PayPay商品券の種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また、当社所定の有効期間を有する、商品等の代価の弁済等のために使用しまたは値引きを受けることができるもの</u> <u>②PayPay商品券の種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また、当社所定の有効期間を有する、当社が発行する前払式支払手段(資金決済に関する法律第3条第1項に定める前払式支払手段を含みますが、当社が対価の支払いを受けることなく付与することもあります)</u> (2)「商品券加盟店」とは、加盟店のうち、当社または提携先が定める条件に従ってPayPay商品券が使用可能な加盟店として選定された加盟店をいいます。	本特約において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。 (1)「PayPay商品券」とは、PayPay残高利用規約に従って当社が発行するPayPay商品券をいいます。 (2)「商品券加盟店」とは、加盟店のうち、当社または提携先が定める条件に従ってPayPay商品券が使用可能な加盟店として選定された加盟店をいいます。

新旧対照表 (PayPay商品券加盟店特約)

項目	2026年10月4日まで	2026年10月5日以降
第4条	PayPay商品券による決済が行われた場合、 <u>PayPay加盟店規約第15条の2に定める取消処理は、当該決済に使用されたPayPay商品券の有効期限内のみ実施可能です。</u>	PayPay商品券を支払手段に含む決済が行われた場合、 当該決済の全部または一部の取消処理は、当該取消処理の時点において有効期限内の PayPay商品券の金額およびその他の支払い手段による支払い金額の合計金額を限度として実施可能です。当該金額を超える取消処理は承認されません。